

太田市老人生活管理指導短期宿泊事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の虚弱老人又は社会適応が困難な高齢者等（以下「要援護老人」という。）を一時的に養護老人ホームに宿泊させることにより、日常生活に対する指導等を行い要援護老人及びその家族の福祉の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び実施施設)

第2条 この事業の実施主体は、太田市とする。

2 この事業の実施施設は、太田市養護老人ホーム及びその他市と契約を結んだ養護老人ホームとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、在宅の要援護老人で、おおむね65歳以上の者で次に掲げる事項に該当するもの及び市長が特に必要と認めたものとする。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び感染症の予防及び感染症の患者に関する法律（平成10年法律第114号）等の法律に基づいて医療機関で医療を受ける必要があると認められる者は対象としない。

(1) 身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある者で日常生活動作の状況（別表第1）一部介助の欄に該当し、又は認知症等の問題行動（別表第2）の欄中軽度に該当し、日常生活に支障があるもの

(利用の要件)

第4条 利用の要件は、要援護老人の介護者等が次に掲げる理由により家庭において介護等ができないために一時的に宿泊させる必要があると市長が認めた場合とする。

(1) 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等

(2) その他特別な場合

(利用の期間)

第5条 利用の期間は、原則として1回につき7日以内とする。ただし、市長が要援護老人及び介護者の状況等により、宿泊期間の延長がやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。

(利用の申請)

第6条 利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、老人生活管理指導短期宿泊事業申請書（様式第1号）に所要事項を記入の上、要援護老人の健康診断書（様式第2号）及び日常生活動作能力等調査票（様式第3号）を添えて市長に提出するものとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請の内容を審査し、利用が適当であると認め

た場合には、老人生活管理指導短期宿泊事業利用決定（却下）通知書（様式第4号。以下「通知書」という。）により申請者へ通知するものとする。

（利用の受入れ）

第8条 施設の利用を認められた者（以下「利用者」という。）は施設の利用につき、通知書を提示の上直接実施施設に申請するものとする。

2 施設長は、利用を受け入れたときは、その利用期間等について老人生活管理指導短期宿泊事業利用者連絡票（様式第5号）により、市長に通知しなければならない。

（緊急入所の取扱い）

第9条 市長は直ちに短期宿泊を要する事情があると認めるときは、第6条の手続によらないで、あらかじめ施設長の承認を受けることを要件とし、宿泊させることができる。この場合において、介護者等は事後速やかに第6条及び前条に定める手続をするものとする。

（継続の確認）

第10条 介護者等は、通知書交付日から1年を超えて利用の継続をしようとするときは、第6条で定める健康診断書を市長に提出し、利用の継続の確認手続を行うものとする。この場合において、確認日から1年を超えるごとに同様の手続を行うものとする。

（要援護老人等の処遇等）

第11条 要援護老人に対する実施施設における処遇は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく被措置者の入所の例に準ずるものとする。

（退所の手続等）

第12条 施設長は、利用者の利用期限が終了するとき又は利用の期間中において退所することが適当と認めたときは、利用者の引取り等について、あらかじめ介護者等と調整するものとする。

（利用の報告）

第13条 施設長は、利用実績を老人生活管理指導短期宿泊事業実績報告書（様式第6号）により、市長に報告するものとする。

（経費等）

第14条 市長は、施設の利用に要する経費を支弁するものとする。

2 利用者は、前項の経費のうち、飲食物相当額を負担するものとする。ただし、第4条第1号の要件該当する場合において、利用者又は介護者等が生活保護世帯に属する場合は、免除することができる。

3 前項の経費は、市長が発行する短期保護事業費用納入通知書兼領収書（様式第7号）により納入するものとし、納入期限は、発行の日から30日以内とする。

4 施設長は、当該月分の利用に要した経費について、翌月5日までに所定の請求書を市長に提出するものとする。

(備付書類)

第15条 市長は、老人生活管理指導短期宿泊事業利用台帳及び負担金徴収簿（様式第8号）を、施設長は、老人福祉法に基づく被措置者の例に準じた利用者の介護状況を明らかにできる書類を整備し、保管するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市老人生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（平成12年4月1日太田市制定）又は藪塚本町在宅老人短期保護事業実施要綱（昭和63年4月1日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

日常生活動作の状況

事 項	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
ア 歩 行	杖を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。	付添いが手や肩を貸せば歩ける。	歩行不能（ねたきり）
イ 排 泄	自分で昼夜とも便所 でできる。 自分で昼間は便所、夜 は簡易便器を使って できる。	介助があれば簡易便 器でできる。 夜間はおむつを使用 する。	常時おむつを使用し ている。
ウ 食 事	スプーン等を使用す れば自分で食事がで きる。	スプーン等を使用し、 一部介助すれば自分 で食事ができる。	臥床のままで食べさ せなければ食事がで きない。
エ 入 浴	自分で入浴ができ、洗 える。	自分で入浴ができる が、洗うときだけ介助 を要する。 浴槽の出入りに介助 を要する。	自分でできないので すべて介助しなければ ならない。 特殊浴槽を使用して いる。 清拭を行っている。
オ 着 脱 衣	自分で着脱ができる。	手を貸せば、着脱でき る。	自分でできないので すべて介助しなければ ならない。

別表第2（第3条関係）

認知症等の問題行動

	軽 度	中 度	重 度
ア 記憶障害	物忘れ、置忘れが目立つ。	最近の出来事がわからない。	自分の名前が分からない。 一寸のことも忘れる。
イ 失見当	異なった環境におかれると一時的にどこにいるのか分からない。	時々、自分の部屋がどこにあるのか分からない。	自分の部屋が分からない。
ウ 攻撃的行動	攻撃的な言動を吐く。	乱暴なふるまいをする。	他人に暴力をふるう。
エ 自傷行動	自分の衣服を裂く。	自分の身体を傷つける。	自殺を図る。
オ 火の扱い	火の不始末をすることがある。	火の不始末が時々ある。	火を常にもて遊ぶ。
カ 徘徊	時々部屋内でうろうろする。	家中をあてもなく、歩き回る。	屋外をあてもなく、歩き回る。
キ 不穏興奮	ときには興奮し、騒ぎたてる。	しばしば興奮し、騒ぎたてる。	いつも興奮している。
ク 不潔行動	衣服を汚す。	場所をかまわず、放尿、排便する。	糞尿をもてあそぶ。
ケ 失禁	誘導すればトイレに行く。	時々失禁する。	常に失禁する。

老人生活管理指導短期宿泊事業申請書

年 月 日

(あて先)太田市長

住所
申請者 氏名 (印)
(介護者等) 利用者との続柄
電話() —

健康診断書を添えて次のとおり申請します。

登録番号※	※欄は、記入しないでください。		
利用者氏名	男 女	生年月日 年 月 日	歳
住 所	電話() —		
身体の状況			
利用の理由			
介 護 者	氏 名	続柄()	電 話 自 宅() — 勤務先() —
	住 所		
	生計の状況	1 生活保護世帯 2 その他の世帯	
備 考			

健康診断書

氏フリガナ 名ナ	住 所		男	生年月日	(満 歳)				
			女						
既往の状況 (既往症状含む。)	傷病名	発病年月日	治療開始年月日	治療の経過					
				在宅往診	看護者	入院手術	術後処理		
	1				有無 家族専門職	有無			
	2				有無 家族専門職	有無			
	3				有無 家族専門職	有無			
	4				有無 家族専門職	有無			
5				有無 家族専門職	有無				
傷病名 (上記の該当番号を記入)		医師所見							
身長	cm	栄養状態	良 中 不良	身 体 機 能 状 況	障害程度	1 全身マヒ 2 片マヒ	3 部分マヒ 4 不自由	5 無	
体重	kg	食欲	有 普通 無		リハビリ計画	1 している 2 やればできる	3 していない 4 望めない		
脈拍		咳嗽	多 少 無		歩 行	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助	
体温		喀 痰	多 少 無		食 事	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助	
呼 吸		便 通	普通 便秘 下痢 (週 回数)		入 浴	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助	
血 圧	最高 最低	尿	蛋白・糖 (尿意頻数) 有		排 泄	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助	
聴 力	右 左	褥 瘡	有 部位 大きさ 無		着 脱 衣	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助	
視 力	右 左	精神状態	良 認知症 (重・中・軽) 悪		そ の 他				
認知症の種類	1 脳血管性痴呆 2 アルツハイマー型痴呆	3 その他() ※この欄は、分かる場合に記入してください。			投薬注射の内容				
その他特記事項									
伝染病のおそれがある疾病があるか	無・有	病名等 結核	処理上必要な 検査事項	HBS抗原 +・- 血清梅毒反応 方法()	MRSA +・-				
利用に対する 医師の意見									
上記の通り診断いたしました。									
年 月 日									
住 所 医 師 氏 名									
(印)									

様式第3号(第6条関係)

日常生活動作能力等調査票

調査年月日 年 月 日

氏名		男女	生年月日 歳	年	月	日 歳
傷病の状況						
病名 診察状況 期間等						
身体 の 状 況	1 視 力	普通に見える。	やや悪い。	人物の動きが分かる。	視力がない。 全く見えない。	
	2 聴 力	普通に聞こえる。	大声で聞こえる。	耳元で大声で聞こえる。	全く聞こえない。	
	3 言 語	普通に話せる。	聞き取りにくい。	聞き取れない。	全く言語が発せられない。	
日 常 生 活 動 作 の 状 況	1 歩 行	杖を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。	付添いが手や肩を貸せば歩ける。	歩行不能(ねたきり)		
	2 排 泄	自分で昼夜とも便所 でできる。 自分で昼間は便所、夜は簡易便器を使 ってできる。	介助があれば簡易便器でできる。 夜間はおむつを使用する。	常時おむつを使用している。		
	3 食 事	スプーン等を使用すれば自分で食事ができる。	スプーン等を使用し、一部介助すれば自分で食事ができる。	臥床のままで食べさせなければ食事ができない。		
	4 入 浴	自分で入浴ができ、洗える。	自分で入浴ができるが、洗うときだけ介助を要する。 浴槽の出入りに介助を要する。	自分でできないのですべて介助しなければならない。 特殊浴槽を使用している。 清拭を行っている。		
	5 着脱衣	自分で着脱ができる。	手を貸せば、着脱できる。	自分でできないのですべて介助しなければならない。		

年 月 日

申請者
(介護者等)

様

太田市長

印

老人生活管理指導短期宿泊事業利用決定(却下)通知書

年 月 日付けの申請につきましては、その内容を審査した結果、これを決定(却下)としたので、太田市老人生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第7条の規定により通知します。

なお、1日当たりの利用料又は却下した場合の理由は、次のとおりです。

1 利用料(1日当たり) 円

2 却下した理由

--

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)太田市長

所在地

施設名

施設長



老人生活管理指導短期宿泊事業利用者連絡票

このことについて、次のとおり利用の申出があり、当施設で受け入れを承諾したので連絡いたします。

登録番号			
利用者氏名		介護者氏名	
緊急連絡先	電話() —	続柄	
変更事項			
利用の理由	社会的理由：疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、 看護、学校等の公的行事への参加 その他特別な場合：()		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日 日間		
備考			

(注) 「変更事項」の欄は、介護者と施設で確認の上記入すること。

様式第7号(第14条関係)

短期保護事業費用納入通知書兼領収書

.....様

年度	第	号	領 収 日 付 印		
一般会計	款	項		目	節
実施月	月分				
金額	円				

◎納付期限 年 月 日
 ◎納付場所 太田市指定金融機関
 市内各銀行、市内各信用金庫
 市内各信用組合、市内各農協

上記のとおり納付してください。

年 月 日

太田市長

印

領 収 済 通 知 書

第 号

様式		収入区分		
金額			円	
年度	会計	所属		
款	項	目	節	細節

納付目的

月分

短期保護事業費用負担金

納付期限

年 月 日

様

太田市会計管理者様
 太田市指定金融機関

領
収
日
付
印

取りまとめ銀行 群馬銀行太田支店
 太田市役所出張所

